

- 「建築設計標準」とは、全ての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備させることを目的に、設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、適切な設計情報を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして定めたものです。
- 国土交通省では、建築物のバリアフリー化の一層の推進のため、令和2年1月から学識経験者、高齢者・障害者団体、事業者団体、建築関係団体、地方公共団体等から構成される検討会及び小規模店舗WGを設置して、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正すべき内容について検討を行い、令和3年3月に策定・公表した。

## 現状の課題

- 店舗内部の障壁となっている
  - ①入口の段差解消・扉幅の確保、②可動席の設置等のバリアフリー整備を進めるべき。
- 備品対応、従業員の接遇や社内研修の充実、情報提供等のソフト面の充実が必要。

- 標準的なスペースでの対応が困難な重度の障害や介助者の利用を想定した整備を考慮すべき。(車椅子トイレ及び駐車場等)
- 「多機能便房」に利用が集中している実態があるため、機能の分散化や適正利用の推進、案内表示の見直し等が必要。

- 設計段階から当事者の意見を取り入れた取組や小規模店舗の優良事例を掲載すべき。

## 主な改正事項

### 1 小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

- 出入口は段差を設けない、かつ有効幅員は80cm以上、通路は90cm以上とする旨を記載
- 飲食店は車椅子のまま食事ができるよう、原則として可動式の椅子席を設ける旨を記載
- 備品による移動の支援や接遇、適切な情報提供、従業員教育等のソフト面の工夫を充実

### 2 重度の障害、介助者等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

#### ● 車椅子使用者用便房の大きさについての見直し

[対象:全ての建築物] 配管収納部分等を除いた有効内法寸法2m以上角を確保する旨を明示

[対象:2千㎡以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物]

大型の電動車椅子使用者(座位変換型)等が回転できるよう、便房内の内接円の大きさは、『直径150cm以上』⇒『直径180cm以上』を設けることに改正

- 多機能便房の機能分散化や個別機能を備えた便房の適正利用の推進、案内表示の追加  
高齢者、障害者等が利用する各種便房を総称して『高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)』と位置づけて、モデル例の見直しや設計例の追加を行い、設計の考え方を充実

- 車椅子使用者用駐車施設等の必要な高さの見直し(運用面の柔軟な対応を含む)  
車椅子用リフト付き福祉車両の車両高さ(2.3m以上)に対応した必要な有効高さを確保すると明示(従来は「望ましい」)、断面図も追加してより明確に改正(屋内の車椅子使用者用駐車施設も対象)

### 3 建築物のバリアフリーに関する優良事例の追加

- 国立競技場、小規模店舗、病院、歴史的建造物等の優良な設計事例を追加
- 設計段階から障害当事者等の意見を取り入れた設計プロセスの事例を掲載

# 1 小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

- ① 出入口は段差を設けない、かつ有効幅員は80cm以上、通路は90cm以上とする旨を記載
- ② 飲食店は車椅子のまま食事ができるよう、原則として可動式の椅子席を設ける旨を記載
- ③ 備品による移動の支援や接遇、適切な情報提供、従業員教育等のソフト面の工夫を充実

現行

(なし)

改正

## 【出入口・店舗内部の通路の確保等】 ①

- ・ 出入口の有効幅員は80cm以上とし、その前後には高低差がないものとする。
- ・ 店舗内及び通路には段差を設けない。
- ・ 通路は、車椅子使用者等が円滑に移動できる有効幅員90cm以上を確保する。

## 【車椅子使用者が利用できる席(飲食店)】 ②

- ・ 車椅子使用者が車椅子のまま食事ができるよう、原則として可動式の椅子席とする。
- ・ 固定席を設ける場合には、可動式の椅子席を併せて設ける。ただし、客席総数の1/2以上の席を可動席とすることが望ましい。
- ・ また、可動式のテーブルや落ち着いて食事ができる等の多様なニーズへの対応として個室を用意することが望ましい。

## 【利用の支援やコミュニケーションのための備品の活用等(ソフト面の対応)】 ③



● 車椅子可搬型スロープ



● 貸出し用の車椅子



● 筆談器を活用した会計・対話



● 点字・墨字併記のメニュー



● 杖を立てかけるホルダー



● スタッフ研修(メニュー等の読み上げ等)

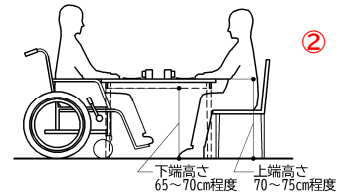
## 【モデル・設計例】 ①



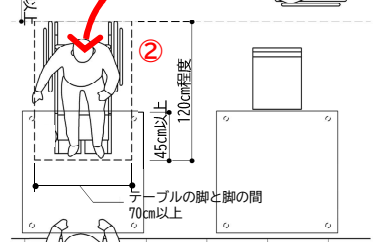
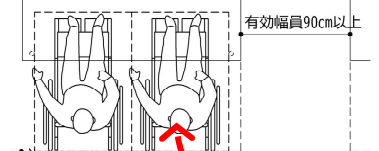
● 改修による自動式引き戸の設置、出入口前後の高低差の解消



● 可動式の椅子席(カウンター席)



● 車椅子が利用できるテーブルの高さ



● 飲食店舗の通路の有効幅員・座席

## 2 重度の障害、介助者等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

### ●車椅子使用者用便房の大きさの見直し

#### ① 対象：全ての建築物（共通）

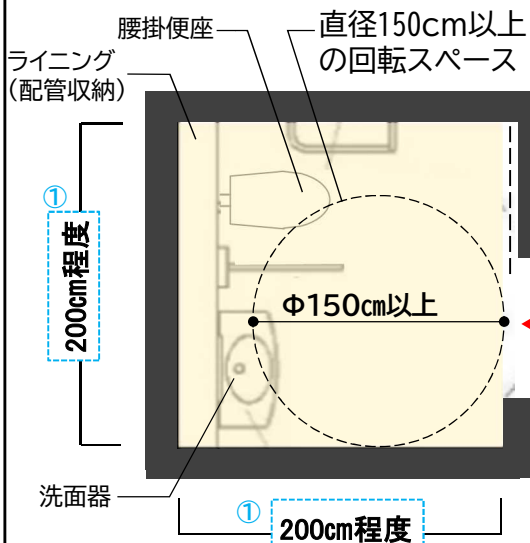
トイレの大きさは、配管収納スペース等を除いた有効内法寸法で、2m以上×2m以上を確保することを明示

#### ② 対象：①のうち、床面積2千㎡以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物 大型の電動車椅子使用者(座位変換型)等が回転できるよう、便房内の内接円の大きさは、『直径150cm以上』 ⇒『直径180cm以上』を設けることに改正

#### 現行

##### 【参考モデル例】

○対象：全ての建築物

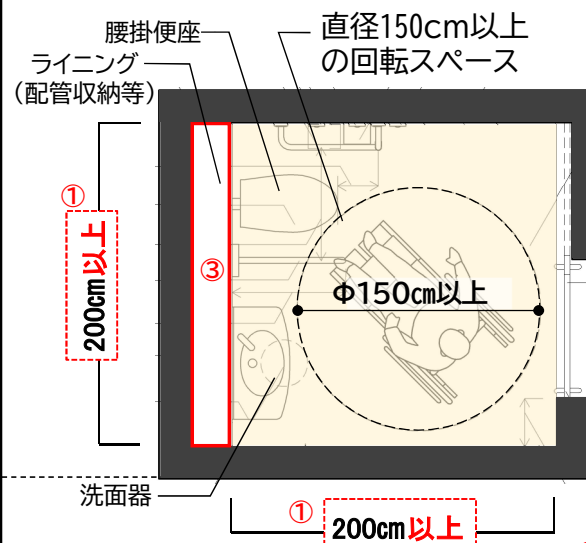


補足：現行の設計標準のモデル例はライニング無しの場合が掲載されており、上図は、ライニング等を有効寸法に含めた場合の参考例示

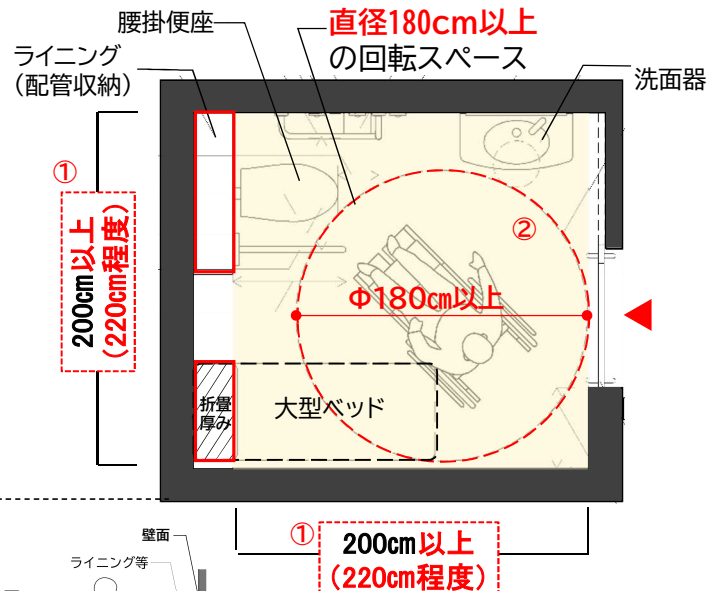
#### 改正

##### 【モデル例】

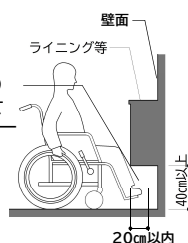
○対象：全ての建築物



○対象：床面積2千㎡以上の不特定多数の者が利用し、主として高齢者、障害者等が利用する建築物を建築する場合



② 設備等下の車椅子のフットサポートに乗せた足が通過するスペースを有効とする場合



<車椅子の回転有効スペース>

※ライニング等が無い場合のモデル例も設計標準に例示



## 2 重度の障害、介助者等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

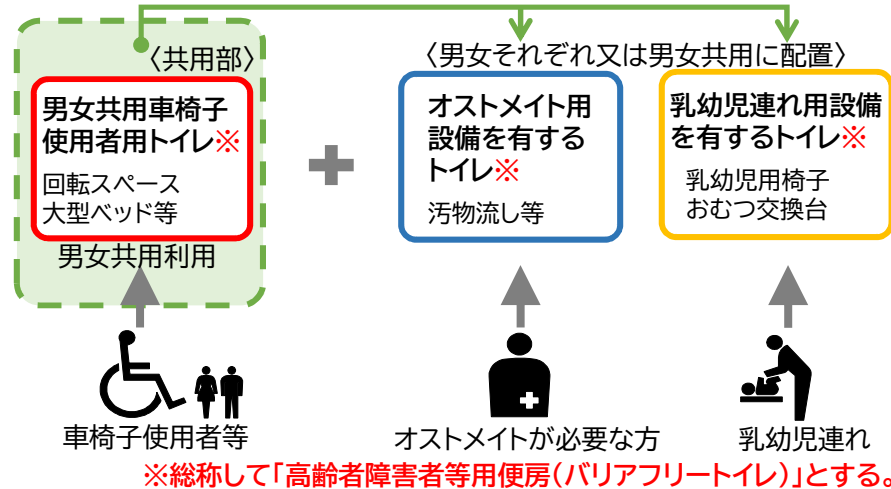
### ●多機能便房の機能分散化や個別機能を備えた便房の適正利用の推進、案内表示の追加

- ・高齢者、障害者等が利用する各種便房を総称して『高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)』と位置づけて、モデル例の見直しや設計例の追加を行い、設計の考え方を充実

#### 改正

#### 分散配置を考慮した個別機能を備えた便房(機能分散化)

○多機能便房への利用者の集中を避けるため、施設の用途や利用状況を勘案し、障害者等に必要の個別機能トイレとする

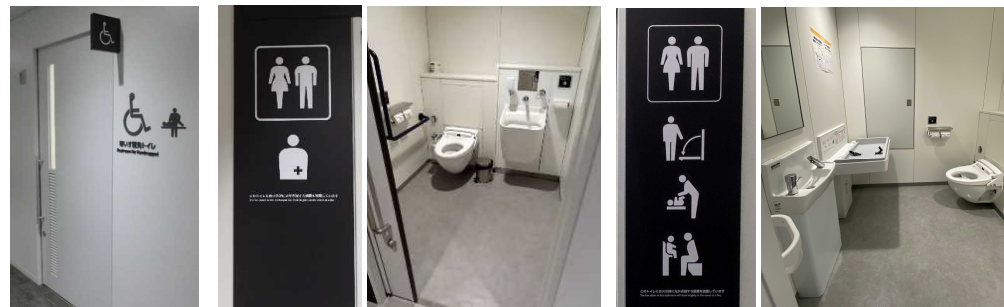


#### 【便房の機能を示す表示板(標識)】

高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)の表示は、「多機能」「多目的」等、利用対象とならない方を含め、誰でも使用できるような名称ではなく、利用対象及び個別機能を表示するピクトグラム等のみで表示する、又は機能分散がなされている個別機能を備えた便房であれば、**主な利用対象者を明確にする名称やピクトグラム等で表示する工夫を行う。**

#### 【設計例】

##### ●個別機能を備えた便房の表示例(車椅子使用者用便房・男女共用便房等)



・車椅子使用者用便房の表示と介助ベッドのピクトグラムの表示

・オストメイト用設備を有する便房

・乳幼児用設備を有する便房

##### ●個別機能を組み合わせた便房の表示例

(利用想定等を十分に考慮し、車椅子使用者便房に個別機能を付加した便房)



・便所設備(機能)の分散配置を示した表示  
全ての障害者を対象とした国際シンボルマークとオストメイト用設備のピクトグラム表示のみ



・全ての障害者を対象とした国際シンボルマークと男女共用のみの表示(便房内は大型ベッド付き)